十年一昔（その二十）

―横芝葡萄の今昔―

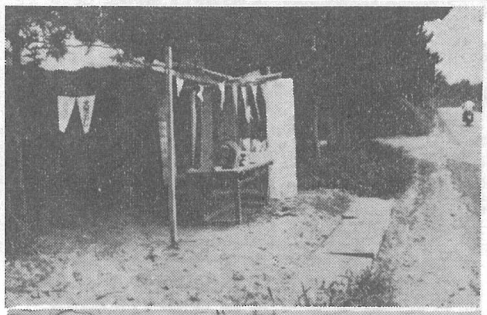

栗山旧飛行場跡の中央道路沿の所々に〝横芝葡萄直売〟等と書いた看板の屋台店が出ています。

これは横芝町果樹組合員である開拓組合の人々が自分の農園で穫れた葡萄を売っている本当の直売です。

店番の人は余り愛想もない様ですが品物の新鮮さと味は格別です。店の後は葡萄畑で涼しそうに打続く棚の下では子供さんが莚を座敷代りに宿題のノートを開いている様子等は本当に豊かな風情といえましょう。

この飛行場跡は終戦と共に元の落下傘部隊生き残りの皆さん方が中心となって入殖開拓を始めたのです。ところか、此々は元九里（栗）山路といわれた場所で耕地にはして見たものの何を作付けしても収穫は普通の畑の半分にも及びませんでした。それも麦とか甘藷に限られるという有様でしたから中には入殖に見切りを付けて立退く人も出て来ました「何とか経営方針を転換させなくては？」というのは歯を食いしばって居残った人達全員の考えでした。山梨県出身の渡辺源一さんもその一人でしたが昭和三十五年頃郷里の山梨から葡萄の苗木を取寄せて試作を始めました。その頃東町には斎藤葡萄園が立派な経営を続けてはいましたが荒地に等しい土地での作付けですから先駆者としての渡辺さんの苦労は大変だったと思います。やがてその苦労は報いられ栗山開墾地にも見事な葡萄園が誕生したのです。

そして、それが導火線となり栗山開拓地を主幹とする横芝町葡萄園団地造成の機運が台頭し県農協中央会、改良普及所、農協、役場当局の指導と斡旋を得て開拓組合の研究と努力が始まったのです。当時産業課長、農業相談所長等を歴任しながら終始この育成に尽力して来られた寺方の瀬理通さん（現在退職）は、「渡辺源一さんと斎藤葡萄園さんの経験と指導を寄り処として葡萄園団地造成を計画したのですがやはり心配はありました。しかし〝農家経営の転換にはこれをおいて外にはない〟という決意で県、其他の要衝にも働きかけや指導要請もいたしましたし、組合員の皆さんとの懇談会もいたしました。

組合員の皆さんも一生懸命でした。葡萄作り、果樹栽培等という本は何処の家にも必らず二、三冊は備えられて頁の隅がすり切れる程読んで勉強をしていたものです。本場の山梨方面にも再三ならず見学にも出掛けましたし、講習会も随分開きました。そうしている中に昭和三十五年の末頃だったと思いますが山梨県から葡萄の整技剪定では日本の権威といわれた土屋という先生を招んだことがありますその時「此の土地は葡萄には極めて適している。むしろ本場の甲洲より勝れている」と折紙を付けてもらったものですからみんな喜びました。それだけに張切って精進した結果が今日の横芝葡萄団地となった訳だと思います。私はすでに役場を退いてはいますが葡萄園の棚や直売所の看板等を時折見かけますと何だかあの頃が懐しくなりますね。そうです、十年一昔、その通りですよ、本当に十年前のその頃はこんなに早く横芝が葡萄の産地になるとは思いませんでした。」と当時の様子や苦労を想い出す様に話してくれました。

写真下、三十九年十二月矢沢亀吉氏農場における剪定講習の模様、中央で腰を下ろして手を挙げている人が講師の土屋先生、講師の方に向いている鳥打帽で横顔を見せている後の人が瀬理通氏、写真上、葡萄直売の屋台、品物と看板は見えるが店番の人は見えません後の方の葡萄園で収穫でもしているのでしょう、（本稿の取材には、寺方の瀬理通氏、栗山矢沢亀吉氏の御協力をいただきました。）

給食センター
小沢所長
寄稿

忘れては損な話

国民年金は、政府の行なう年金制度の一つで、としをとったり、けがをしたり、一家の働き手が死亡したりしたときに、老齢年金、障害年金、母子年金等を支給して、その生活を保障しようとする制度です。加入者が前もって保険料（一カ月四五〇円）を積みたて、さらに国も保険料の半額を負担して年金の財源としています。我が国には、この国民年金のほかに、厚生年金保険、船員保険、各種の共済組合など九つの年金制度がありますが、今から十年前に国民年金制度ができてからは、国民は必ずどれかの年金制度に加入する建前になっております。ですから厚生年金保険など他の年金制度に加入している者、これらの制度から年金をうけることができる者、これらの者の配偶者昼間部の大学生を除いた二十歳から五十九歳までの人達は、必ずこの国民年金に加入しなければなりません。なお、厚生年金保険等の年金に加入している者の配偶者や昼間部の大学生などは、他の年金制度に加入していなくても、国民年金に加入を義務づけられていませんが、希望して加入することが出来ます。国民年金は老後のことだけでなく、最近のように交通事故の多いときには、いつどこで事故にあうかもしれませんが、国民年金に加入しておれば障害年金をうけることによって生活を守ることができます。わずかな保険料で安心のある毎日の生活の保障を確保しましょう。

死者を捜す相談所

肉親のもとに帰れず異郷に眠る身元不明者の死体は、全国で二万一千体、県内だけでも四百五十九体の多きを数えております。このような死者を一体でも多く肉親のもとに引渡すため、警察本部では九月一日から三十日までの一ケ月間、「身元不明の死者をさがす相談所」を開設して相談に応じております。

御家族、親せき、あるいは知人などで家出をしたまま便りもなく、亡くなっているかも知れないと心配されている方は、是非相談にお出で下さい相談所では、全国各地で亡くなられ、今もって身元のわからない方々の写真や着衣、所持品などの記録をもとに警察本部員が相談に応じます。

相談日と場所

九月九日　松戸警察署
九月十六日　銚子警察署
九月二十二日　館山警察署
九月一日～三十日　県本部鑑識課

相談時間

午前九時～午後五時まで